

【フランス】2014年テロ対策強化法—インターネットによるテロの拡大—

海外立法情報課 服部 有希

* 2014年11月13日に、テロ対策強化法が制定された。これは、近年増加するインターネットを用いたテロ活動の拡大への対策を念頭に置いたものである。

1 立法の背景

フランスは、2012年にテロ対策法を制定した(本誌254-2号(2013年2月刊)pp. 12-13参照)。しかし、その後、シリアやイラクへの渡航を試みるテロ志願者が増加し、これらの者が帰国後にテロを起こすおそれも出てくるなど、危険は増大している。この背景には、「メディアによる聖戦」(Djihad médiatique)と呼ばれるインターネットを用いた広報の拡大がある。中には、爆発物の作成方法などのテロの技術を教えるサイトもあり、国内に留まるテロ予備軍の過激化も懸念されている。こうした状況は、インターネット通信の匿名化や暗号化の技術の進歩により助長されている。さらに、国内のテロ予備軍が、国外のテロ組織と連携することなく、単独でテロを計画する傾向が強まっており、事前にテロを察知することがますます困難になっている。

こうした事態を受け、政府は、2014年4月23日にテロ対策の強化を閣議決定し、これを基に、「テロリズムの対策に関する措置を強化する2014年11月13日の法律2014-1353号」が制定された。法律は、主に、①行政措置の強化、②新たな犯罪の創設及び既存の刑の強化、③捜査の新技术への適応の3つを柱とする。

2 行政措置の強化

(1) 内務大臣は、テロ参加目的での出国及びテロ組織の活動地域があり、渡航者に帰国後のテロを促すおそれのある国への出国を禁止できるようになった。禁止期間は6か月以内であるが、開始日から最長2年まで延長することができる。この措置に従わない者は、3年の拘禁刑及び4万5千ユーロの罰金に処される(第1条)。

また、外国居留者の帰国が国内の秩序にとって重大な脅威となり得る場合には、その者の入国禁止措置を内務大臣が決定することができる。当該措置の通知時点で、すでに入国している場合には、1か月以内に国外に退去しなければならない(第2条)。

(2) 外国人に国外退去命令等が出された場合で、その者の出国が何らかの理由で不可能なときは、県における国の代表者(préfet、国の出先機関の長)は、この者の住居を指定することができる(assignation à résidence)。この措置を強化するために、同代表者は、住居指定を受けた者に、テロへの関与が疑われる人物との接触を最長6か月間、禁止できるようになった(6か月間延長可能)(第3条)。

(3) インターネットサービスプロバイダ(ISP)及びホスティングサービス事業者は、自身が提供するサービス上に、テロの扇動や賛美にあたる内容を発見した場合には、

速やかに当局に通知する義務が課せられた。さらに、ホスティングサービス事業者は、このような内容を削除するか、接続できない状態にしなければならない。ただし、外国のホスティングサービスが利用されている場合には、当局は、国内の ISP にこのような内容への接続を遮断するよう要請できるようになった（第 12 条）。

3 新たな犯罪の創設及び既存の刑の強化

(1) 刑法典第 421-1 条には、秩序を著しく乱す目的で行った場合に、テロ行為とみなされる犯罪が列挙されている。ここに、新たに、武器等の製造方法の頒布、爆発物等及びその部品の保持又は輸送等が加えられた（第 4 条）。これらの犯罪は、テロ行為とみなされれば、刑がより重くなる。

(2) テロ扇動罪及びテロ賛美罪に対する刑が、5 年の拘禁刑及び 7 万 5 千ユーロの罰金と、これまでより重くなり、インターネットを利用した場合には、7 年の拘禁刑及び 10 万ユーロの罰金となった（第 5 条）。

(3) 従来、テロ組織と関係ない単独のテロ計画は、準備自体に違法性がなければ、危険犯にもあらず、準備段階で犯罪とみなすことはできなかった。そこで、新たな犯罪類型として、単独でのテロの準備に適用する「単独テロ計画罪」（*délit d'entreprise terroriste individuelle*）が創設された（第 6 条）。同罪が適用されるのは、秩序を著しく乱すことを目的とする単独の計画に関する行為で、具体的な準備の事実（武器の準備、テロ対象の調査、戦闘訓練、インターネット上のテロを扇動する文書の日常的な閲覧等）があり、それが刑法典で規定するテロ行為を準備する行為とみなされる場合である。同罪を犯した者は、10 年の拘禁刑及び 15 万ユーロの罰金に処される。

4 捜査の新技术への適応

(1) 警察又は憲兵隊の拠点の端末から、クラウドネットワークやスマートフォン、タブレット端末等にある情報を閲覧することができるようになった。警察官等は、このような情報の入手に必要な技術を有する者の支援を受けることもできる。（第 13 条）。

(2) 警察官は、捜査の過程で入手した情報が暗号化されている場合に、その復号化に要する技術を有する者に、支援を要請できるようになった（第 15 条）。

(3) 組織的なテロの捜査を強化するために、身分秘匿捜査（*enquête sous pseudonyme*）の対象をインターネットを用いた全ての組織犯罪に拡大することとした（第 19 条）。

(4) これまで警察官は、組織犯罪の捜査の際に、端末の画面や入力された文字を傍受することができたが、会話用のソフト（スカイプなど）で回避されてしまうおそれがあるため、音や画像も傍受できるようになった（第 21 条）。

参考文献

- ・Loi n° 2014-1353 du 13 novembre 2014 renforçant les dispositions relatives à la lutte contre le terrorisme.
- ・Sébastien Pietrasanta, *Assemblée nationale, Rapport*, n° 2173, 22 juillet 2014.